結核定期健康診断報告の対象施設一覧

作成：茨城県中央保健所結核担当

実施義務者	対象施設	対象者	回数	根拠法令・関連法令	様式
学校長	小学校、中学校、義務教育学校	従事者	毎年度1回	施行令　第12条第1項第1号	様式第1号
	高等学校、高等専門学校、特別支援学校、短大、大学、大学院、専修又は各種学校（修業年限1年未満のものを除く）（幼稚園を除く）	従事者	毎年度1回	施行令　第12条第1項第1号	
		学生・生徒	入学年度1回	施行令　第12条第1項第2号	
事業者の長	病院、診療所、歯科診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院	従事者	毎年度1回	施行令　第12条第1項第1号	様式第2号
施設の長	救護施設等（救護施設、更生施設）	従事者 65歳以上の入所者	毎年度1回	施行令　第12条第1項第1号 施行令　第12条第1項第4号 社会福祉法　第2条第2項第1号 生活保護法　第38条第2項 生活保護法　第38条第3項	様式第3号
	養護老人ホーム	従事者 65歳以上の入所者	毎年度1回	施行令　第12条第1項第1号 施行令　第12条第1項第4号 社会福祉法　第2条第2項第3号	
	特別養護老人ホーム	従事者 65歳以上の入所者	毎年度1回	施行令　第12条第1項第1号 施行令　第12条第1項第4号 社会福祉法　第2条第2項第3号	
	軽費老人ホーム	従事者 65歳以上の入所者	毎年度1回	施行令　第12条第1項第1号 施行令　第12条第1項第4号 社会福祉法　第2条第2項第3号	
	障害者支援施設	従事者 65歳以上の入所者	毎年度1回	施行令　第12条第1項第1号 施行令　第12条第1項第4号 社会福祉法　第2条第2項第4号 障害者総合支援法　第5条11項	
	女性自立支援施設	従事者 65歳以上の入所者	毎年度1回	施行令　第12条第1項第1号 施行令　第12条第1項第4号 社会福祉法　第2条第2項第6号	
刑事施設の長	刑務所、拘置所等	20歳以上の収容者	毎年度1回	施行令　第 12 条第1項第 3 号	様式第4号
市町村長		一般住民65歳以上の者	毎年度1回	施行令　第12条第2項第1号	様式第5号
		市町村長が必要と認める者	市町村が定める回数	施行令　第12条第2項第2号	

根拠法令の略表示

・施行令＝感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令

・障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律